

イベント運営に関する委託内容

令和6年1月27日（土）に開催されるイベントの運営内容として、以下の1～6を実施すること。また、各企画内容の詳細については、より効果的な内容となるよう、必要に応じて委託者と協議・調整すること。

1 ステージイベント（会場：北3条交差点広場（西））

食の安全・安心を主なテーマとしたステージイベントを以下の（1）～（5）の内容で行うことを想定しており、各ステージイベントの時間は30分程度／回を予定している。

受託者は、ステージイベントに関する運営の一切を行うこと。また、人員として、司会進行者（MC）、進行補助スタッフ、総括スタッフ、音響スタッフ、カメラマン、着ぐるみアクターを手配することとするが、運営に支障がなければ、各スタッフは他業務のスタッフと兼任しても構わない。さらに、各ステージイベントの題目を会場モニター（2000×3300、常設）に映すことを想定しているため、統一的なデザインのテロップを作成し放映すること。

なお、（1）～（5）以外のステージイベントを実施する場合については、別途、委託者と協議すること。

（1）オープニング

司会進行者（MC）から、開会の挨拶、当日のイベントプログラムの紹介等を行うこと。

（2）保育園児等による「しろくま忍者の手あらいソングのダンスステージ」

市内の保育園等の園児を招致し、「しろくま忍者の手あらいソングのダンスステージ」を披露することを想定している。

園及び園児の募集については、委託者において実施する。

また、園児のダンスに併せて、会場モニター（2000×3300、常設）を使用して動画を放映する。動画は委託者から提供するため、当広場を所管する札幌駅前通まちづくり株式会社と調整し、遅滞なく放映すること。

さらに、しろくま忍者の着ぐるみを着用するアクターを手配し、園児と一緒にダンスを踊ること。

なお、園児の募集等が停滞した場合は、委託者と協議し代替案を検討すること。

（3）「しろくま忍者の手あらいソングの3DCGアニメーション動画」の放映

北3条交差点広場（西）に設置されている会場モニター（2000×3300、常設）を使用して「しろくま忍者の手あらいソングの3DCGアニメーション動画」を放映することを想定している。放映する動画は委託者から提供するため、当広場を所管する札幌駅前通まちづくり株式会社と調整し、遅滞なく放映すること。

（4）トークセッション等

ステージイベントでは、札幌市又は北海道にゆかりのある著名人2者をゲストに迎え、食をテーマとしたトークセッション等を行う。

受託者は、ステージイベントの詳細について委託者と協議の上、ゲストを選定することとし、選定者については、必ず委託者の承諾を得ること。

また、受託者は必要に応じてゲスト等と事前の打合せの実施、原稿等の作成を行い、当日の運営がスムーズにいくよう事前調整を行うこと。

ゲストへの謝礼額は札幌市自治研修センター講師謝礼基準を参考とし、1名あたり30,000～50,000円／1時間（※）を基本とするが、本基準から外れる場合は別途委託者と協議すること。

なお、以下のとおり支払い、謝礼が支払われたことが証明できる書類（領収書の写し等）を提出すること。

※ 札幌市自治研修センター講師謝礼基準をもとに設定

※ 1時間未満の単位は繰り上げすること。

※ 合計の時間数には当日のステージのほか、事前の打合せ、広報収録及びリハーサル等にかかる時間を含めること。

※ 単価には所得税及び復興特別所得税や消費税は含んでいないため、謝礼の支払いの際は必要な金額を加算した上で支払うこと。

また、遠方から参加するゲストの場合、謝礼とは別に往復の交通費（本州（東京・名古屋・大阪等主要都市）から札幌までの往復交通費及び宿泊費）を支払うこと。

(5) 推進協定締結事業者、おもてなし登録事業者の紹介と参加企業のPR

食の安全・安心推進協定事業者、おもてなしの店推進事業登録者をスライド等で紹介するとともに、参加企業等の食の安全に関する取組や商品のPRに関するステージイベントを行うことを想定している。事業者紹介の写真等のスライド材料については、委託者から提供する。実施にあたっては、別途、委託者と協議すること。

2 参加・体験型コーナー（会場：北3条交差点広場（西））

若年層やファミリー層を中心とした幅広い世代に対する食の安全に関する知識の向上を目的として、参加・体験型コーナーを設置する。以下の(1)～(5)の内容で想定しているため、運営の一切を行うこと。

人員については、円滑な運営に必要な人数を配置するとともに、参加者に各プログラムの狙いや札幌市等の取組内容について適切に説明できるよう、必要に応じて事前の研修等を行うこと。

また、札幌市公式手洗い・うがいソングのメインキャラクターである「しろくま忍者」の着ぐるみを効果的に活用し、コーナーを盛り上げること。

なお、備品や場所等の都合により、以下の内容における実施が難しい場合、代替案等について、委託者と都度協議すること。

(1)（仮称）蛍が光る仕組みを使って汚れを測ってみよう！

ルミテスター機器を使用し、手指等の汚れの検査体験を行うことを想定している検査に使用するルミテスター及びATP試薬は委託者から提供するため、人員を配置し、検査方法及び仕組みを説明した上で、汚れの測定を行うこと。

(2)（仮称）ストラックアウト～ばい菌たちをやっつけよう！～

しろくま忍者のデザインの入ったボールで、ばい菌のデザイン入った的を狙ってストラックアウトを行うことを想定している。なお、ストラックアウトに使用する枠、的及びボール等については、受託者で用意・設置すること。

(3)（仮称）シールを貼って、しろくま忍者を完成させよう！

参加者に、見開き1ページのしろくま忍者を題材としたイラスト台紙とそのイラストに合わせたシール用紙を渡し、子ども向けにシール貼りを行うコーナーを想定している。受託者は、作業机等を設置し設営をするとともに、イラスト台紙及びシールに

ついて 500 部ずつ作成すること。なお、作業机等は受託者側で用意し、シール及びシール台紙のイラストは札幌市保健所の「しろくま忍者の手洗いソング」のホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/tearaisong/>) や歌の歌詞を参照し、手洗い、しろくま忍者、ばいきん忍者及び野菜（地産地消）等をテーマとした内容の 4 色カラー版で制作すること。

(4) (仮称) 食中毒菌バスターズ (クイズ)

食中毒菌に関するクイズを 3～4 問掲示し、参加者が順にクリアしていくゲームを想定している。クイズ内容は食中毒（疑い）事例の多い、カンピロバクター菌（正しい肉の焼き方）、アニサキス（正しい予防・死滅方法）等とし、パネルを用いて 3 択形式で出題する。掲示物の制作内容については、委託者と別途協議しながら進めること。

(5) (仮称) 食まち事業の紹介クイズ

アレルゲンピクトグラム、さっぽろ HACCP、さっぽろ食の安全・安心推進協定推進協定及びおもてなしの店推進事業について、パネルを用いてクイズ形式で出題するコーナーの設置を想定している。掲示物等の内容については、委託者と別途協議しながら進めること。

3 出店・展示ブース関係（憩いの空間（E、W、北1東））

「さっぽろHACCP」や「食の安全・安心おもてなしの店」の登録店舗等、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業へ参加している事業者を招致し、物販や商品等の PR コーナーを設置することを想定しており、以下の (1) ～ (3) の業務を行うこと。なお、出店者の上限は 18 施設程度を予定している。

(1) 出店者の募集・選定

委託者が食まち関連事業者（約 500 施設）あてに出店者の募集通知を送付するため、受託者は出店希望者からの回答の取りまとめ及び選定を行うこと。

また、出店者の募集に係る要項を委託者の監修のもと作成すること。

なお、出店者の選定に際しては、委託者と協議の上、食まち事業等を効果的に印象づけることができ、かつ集客が見込める事業者を選定すること。

(2) 出店事業者への連絡調整

食品関係出店事業者への出店依頼、連絡調整等を行い、随時報告すること。また、必要に応じて出店事業者に対する事前説明会を開催すること。

併せて、協賛が可能な出店事業者の調査・確認を行うこと。

(3) 出店・展示ブースの運営管理

運営に際しては以下の事項を実施すること。

ア 委託者と協議し、商品の魅力が十分引き出されるような販売場所のディスプレイ等とすること。

イ 販売品目や販売方法について札幌市保健所中央衛生担当課の指導を受け、営業届出が必要な場合は、所定の手続き等を行った上で販売すること。

ウ 食品販売を行うブースにおける商品 POP において、札幌市アレルゲンピクトグラムの表示をすること。

エ 事業者の商品を販売する場合は、必要な人員を配置し、出店事業者と協議の上、商品及び金銭管理について決定すること。

オ 商品に関する問い合わせがあった場合に各事業者が対応できるよう、商品と併せて

販売者の連絡先等が入った紙面を出店事業者から購入者に配布することを想定している。このため、各事業者の連絡先カードを作成すること。

4 パネル展示（食のまち情報発信コーナー）（会場：北大通交差点広場（西、東））

以下の（1）（2）の情報について、紹介するコーナーを設け、パネル（A1サイズ）を製作・展示するとともに、パンフレット配架を行うこと。

パネルを作成する際には、委託者の監修を受けるとともに、写真やイラストを活用する等、視覚に訴えるデザインとすること。なお、パンフレットは委託者から提供する。

(1) 食の安全・安心情報

「食の安全・安心おもてなしの店」を初めとした、札幌市の各種関係事業や条例の趣旨、市民の関心が高い食品表示等について、パネルを作成・展示すること。

(2) その他関係事業

札幌の食について多角的に認識できるよう、上記（1）以外の札幌市保健所及び関連部署が行っている各種事業について紹介すること。なお、関係部署への照会は委託者から行う。

5 モニター放映

1のステージイベントのほか、北2条交差点広場（西・東）及び北大通交差点広場（西・東）におけるモニターにおいて、しろくま忍者の手洗いソングの3DCGアニメーション動画、食中毒予防に関する動画、安全・安心な食のまち推進協定及びおもてなし店のPR動画等の放映を想定している。放映する動画は委託者から提供するため、当広場を所管する札幌駅前通まちづくり株式会社等と調整し、遅滞なく放映するよう調整すること。

6 その他

(1) インフォメーションの運営及びアンケートの配布・回収

北3条交差点広場（西）、憩いの空間（北1条東）及び北大通交差点広場においてインフォメーションを設置し、イベント全体の案内業務を行うこと。併せて、イベントのパンフレット配布及びアンケート用紙の配布・回収を行うこと。

(2) 運営時間外における警備の実施

チカホの展示品や備品等について、下記の時間帯において警備を実施するため、北3条交差点広場（西）、憩いの空間（北1条東）及び北大通交差点広場において、警備員を1名ずつ設置すること。

なお、警備にあたっては、警備業法を遵守すること。

ア 1月26日（金）17時00分から24時30分まで

イ 1月27日（土）5時30分から10時00分まで